

○ 個人情報保護委員会
経 済 産 業 省 告示第三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年 個人情報保護委員会 告示第一号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十七日から適用する。

令和六年五月十七日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">信用分野における個人情報保護に関するガイドライン</p> <p>II. 法令解釈指針・事例</p> <p>1. 定義等（法第2条関係） [略]</p> <p>2. 与信事業者の義務等 [(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 個人データの管理（法第22条～第26条関係）</p> <p>1) [略]</p> <p>2) 安全管理措置（法第23条関係） [略]</p> <p>■ 組織的安全管理措置 [①～④ 略]</p> <p>⑤ 与信事業者は、個人データの漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に対処するための以下の体制を整備しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内での報告連絡体制 ・漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制 ・<u>個人情報保護委員会</u>（法第150条第1項の規定により同 	<p style="text-align: center;">信用分野における個人情報保護に関するガイドライン</p> <p>II. 法令解釈指針・事例</p> <p>1. 定義等（法第2条関係） [同左]</p> <p>2. 与信事業者の義務等 [(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 個人データの管理（法第22条～第26条関係）</p> <p>1) [同左]</p> <p>2) 安全管理措置（法第23条関係） [同左]</p> <p>■ 組織的安全管理措置 [①～④ 同左]</p> <p>⑤ 与信事業者は、個人データの漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に対処するための以下の体制を整備しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内での報告連絡体制 ・漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制 ・<u>経済産業省</u>への報告連絡体制

法第26条第1項の規定による権限が経済産業大臣に委任されている場合には、経済産業大臣。この場合であって、法第150条第3項及び施行令第36条第2項の規定により当該権限が地方支分部局の長に委任されているときは、当該地方支分部局の長)への報告連絡体制

[⑥～⑧ 略]

- 人的安全管理措置 [略]
- 物理的安全管理措置 [略]
- 技術的安全管理措置 [略]
- 外的環境の把握 [略]

[3)・4) 略]

5) 個人データの漏えい等の報告等 (法第26条関係)

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3 (個人情報保護委員会への報告) に従って、個人情報保護委員会 (法第150条第1項の規定により同法第26条第1項の規定による権限が経済産業大臣に委任されている場合には、経済産業大臣。この場合であって、法第150条第3項及び施行令第36条第2項の規定により当該権限が地方支分部局の長に委任されているときは、当該地方支分部局の長) に報告しなければならない。

個人データであるクレジットカード番号については、クレジットカード番号のみの漏えい等であっても、施行規則第7

[⑥～⑧ 同左]

- 人的安全管理措置 [同左]
- 物理的安全管理措置 [同左]
- 技術的安全管理措置 [同左]
- 外的環境の把握 [同左]

[3)・4) 同左]

5) 個人データの漏えい等の報告等 (法第26条関係)

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3 (個人情報保護委員会への報告) に従って、個人情報保護委員会 (法第150条の規定により経済産業大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合には、経済産業大臣等。) に報告しなければならない。

個人データであるクレジットカード番号については、クレジットカード番号のみの漏えい等であっても、施行規則第7

条第2号の規定する「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するため、留意すること。なお、以下の場合には、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するものではない。

- ・個人データであるクレジットカード番号の下4桁のみとその有効期限の組合せが漏えい等した場合
- ・無効化されたクレジットカードに係るクレジットカード番号が漏えい等した場合

[(5)～(8) 略]

条第2号の規定する「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するため、留意すること。なお、以下の場合には、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するものではない。

- ・個人データであるクレジットカード番号の下4桁のみとその有効期限の組合せが漏えい等した場合
- ・無効化されたクレジットカードに係るクレジットカード番号が漏えい等した場合

[(5)～(8) 同左]

備考 表中の [] の記載は対記のもの。